

大町町過疎地域自立促進計画 (変更)

【平成 28 年度～平成 32 年度】

佐賀県 大町町

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	大町町の概況	1
ア	自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ	過疎の状況	2
ウ	産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県総合計画等における位置付け等に配慮した本町の社会経済的発展の方向と概要	3
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
ア	人口の推移と動向	3
イ	産業の推移と動向	5
(3)	大町町行財政の状況	8
ア	財政の状況	8
イ	主要公共施設等の整備状況	10
(4)	地域の自立促進の基本方針	11
(5)	計画期間	13
2	産業の振興	14
(1)	現況と問題点	14
ア	農業	14
イ	地場産業おこし、地場産業の振興	14
ウ	企業誘致	15
エ	商業	15
オ	観光又はレクリエーション	16
(2)	その対策	17
ア	農業	17
イ	地場産業おこし、地場産業の振興	18
ウ	企業誘致	19
エ	商業	19
オ	観光又はレクリエーション	20
(3)	事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）	21
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	22
(1)	現況と問題点	22
ア	道路の整備	22
イ	情報通信及び地域間交流	23
(2)	その対策	23
ア	道路の整備	23
イ	情報通信及び地域間交流	25
(3)	事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）	27
4	生活環境の整備	32
(1)	現況と問題点	32
ア	上水道	32
イ	污水处理	32
ウ	廃棄物処理施設	32
エ	消防施設	33

オ. 住宅	34
(2) その対策	34
ア. 上水道	34
イ. 汚水処理	34
ウ. 廃棄物処理施設	35
エ. 消防施設	35
オ. 住宅	36
(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）	37
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	38
(1) 現況と問題点	38
ア. 高齢者の保健、福祉の向上及び増進	38
イ. 児童の福祉	38
ウ. 障害者の福祉	38
(2) その対策	39
ア. 高齢者の保健、福祉の向上及び増進	39
イ. 児童の福祉	39
ウ. 障害者の福祉	40
(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）	40
6 医療の確保	42
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）	42
7 教育の振興	43
(1) 現況と問題点	43
ア. 学校教育	43
イ. 社会教育	43
(2) その対策	44
ア. 学校教育	44
イ. 社会教育	44
(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）	45
8 地域文化の振興	46
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	46
(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）	47
9 集落の整備	48
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	48
(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）	49
10 その他地域の自立促進に関し必要な事項	50
(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	50
(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）	52

添付資料 53
事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分 53

計画変更履歴

平成 28 年 3 月	策定
平成 29 年 9 月	変更
平成 29 年 12 月	変更
平成 30 年 12 月	変更
令和 2 年 5 月	変更

1 基本的な事項

(1) 大町町の概況

ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、佐賀県のほぼ中央部に位置し、東は江北町、西は武雄市、南は六角川を境に白石町、北は多久市にそれぞれ接し、東西、南北ともわずか約 4km 強で、町役場を中心にほぼひし形をなしており、総面積は 11.50k m²と、県内で最も面積の小さい町である。

地勢は、町の中央部を東西に国道 34 号と J R 佐世保線が並走しており、これを境に北部はゆるやかな南面傾斜をなした山間、山ろく地帯で、その最北部には眼下に遙か有明海を望む標高 416m の聖岳の山並みが連なっている。一方南部は、対照的な平坦地で、約 265ha の水田が広がり、穀倉白石平野の一角を担う農業地帯を形成している。

気候は、年平均気温 16.1℃、夏季の平均気温 25.9℃、冬季 6.9℃、年間降雨量は 1,917.5 mm（平成 25 年）と比較的恵まれた温暖な内陸性の気象条件にある。

明治 22 年、それまでの大町村と福母村が合併して大町村となり、その頃からの炭鉱開発とともに発展してきた。昭和 4 年には、杵島炭鉱株式会社が設立され、最盛時には人口 24,000 人を超え、県下でも佐賀市、唐津市に次ぐ大きな町となった。

昭和 11 年、町制が施行され、黒ダイヤともてはやされた石炭産業の隆盛とともに炭鉱は栄え、活気に満ちた町勢であった。しかし、昭和 30 年代に入ると、日本経済の高度成長に伴い好景気を支えた大都市へと急速に人口が吸収されていき、また、産業の高度化による全国的なエネルギー消費構造の変革によりエネルギー需要は石炭から石油へと移行し、いわゆるエネルギー革命の煽りを受け、県下一の出炭高を誇った杵島炭鉱もついに昭和 44 年 5 月、数十年にわたる長い歴史に幕を閉じた。炭鉱の閉山は、町に大きな衝撃を与えると同時に、人口の流出を助長し、基礎的生活条件の確保に支障をきたし、経済活動の沈滞、社会的機能の低下を招き、本町は過疎の町へと一転した。

町勢を支えてきた石炭産業に変わる基幹産業を求めて、企業誘致を積極的に推進した結果、十数社の企業が進出、さらに、昭和 45 年の「過疎地域対

1 基本的な事項

策緊急措置法」以来の過疎立法の展開等もあり、雇用促進や住民生活の基盤である公共施設等の整備は相当進んできたものの、引き続き人口減少と著しい少子・高齢化、全国的な産業経済の停滞など厳しい状況が続いている。

イ. 過疎の状況

本町の過疎化は、隆盛を極めた石炭産業の斜陽化、全国的好景気を支えた大都市への人口流出とともに始まり、昭和 16 年をピークに人口減少に転じ、以後著しい減少傾向の中で昭和 35 年から昭和 45 年の 10 年間で△47.9%の減少率を示した。

石炭産業の不況、人口の流出はその後も続き、昭和 36 年の合理化に伴う人員整理の甲斐なく昭和 44 年杵島炭鉱が閉山、都市へと職を求めた労働者層の人口流出にも拍車がかかり、町財政力も極度に低下した。これらの人口流出は本町の過疎化の最大の要因となった。

このような中、本町は人口流出に歯止めをかけ、町の活性化を図るべく、更なる企業誘致の強力な推進、生活環境の確保や産業基盤等の整備など「過疎地域対策緊急措置法」の展開により、雇用の確保、地域の居住条件の改善等にも成果が表れ、昭和 50 年以降人口減少傾向も次第に緩和していった。

こうした、企業誘致による企業の進出は、本町の町勢浮揚に好機をもたらし、経済の高度成長期と相まって大半の企業はおおむね順調に伸長してきたが、バブル崩壊による平成不況など国内情勢の急変により、不安定な経営状態が続き、中小企業の倒産など、経済、産業の発展にやや影を落している。

その後も産業や生活の基盤である交通網の整備をはじめ、農業地域の保全など農業基盤の整備や商店街の整備による商業の活性化、高齢化社会への対応施策など、これまでの施策の展開により、人口の流出は鈍化したものの、過去における若年層を中心とした激しい人口減少に起因する社会的基盤の低下や、高齢化の顕著な進行、出生率の低下など自然減少や転入・転出の増減による社会減少は依然として続いていることから、定住促進のための豊かで魅力あるまちづくりを目指した生活環境基盤の整備、高齢者・福祉施設等の公共施設の整備が急務になっている。

ウ. 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県総合計画等における位置付け等に配慮した本町の社会経済的発展の方向と概要

本町は、杵島炭鉱の閉山により、人口流出をはじめ、経済活動の沈滞、社会的基盤の低下を経験し、その後、生活基盤の整備をはじめ、あらゆる分野で総合的な過疎対策事業の推進を図ってきた。

更なる町の発展を図る視点から本町の立地条件をみると、近傍に長崎自動車道の武雄・北方 I C や多久 I C があり、交通の要衝として経済的立地条件としては比較的恵まれており、さらに基幹道路としての国道 34 号の拡幅・新バイパスの建設を目指した「国道 34 号バイパス建設促進期成会」での整備促進活動を進めている。

今後は、将来を見通したアクセス道路の整備、さらに企業誘致に不可欠な工業用水も確保されていることなどから、優良業種の新規企業の誘致や、空き店舗等を活用した創業及び起業の支援も積極的に促進し、若年層を中心に就業機会の拡大を図り、定住に向けた人口流出を防止するよう努めながら、農業、工業、商業に加え、I C T（情報通信技術）を活用した産業の振興を図る。

こうした、立地条件や地域特性を生かした産業振興とともに、生活環境の整備、情報化推進、福祉、教育、医療、スポーツなどの整備・充実を推進するとともに、地域住民の安全・安心な暮らしの確保など総合的な定住機能の強化を図り、旧産炭地のイメージと過疎化からの脱却に向け、地域としての新たな役割を十分に果たすべく地域自立を目指していかなければならない。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア. 人口の推移と動向

本町の人口推移は、基幹産業として町の経済社会を支えてきた石炭産業の盛衰をそのまま示しているといえる。前述したように、昭和 16 年のピーク時には 24,000 人を数えた人口も、石炭産業の衰退により減少に転じ、昭和 35 年国調では 20,427 人と減り、相次ぐ合理化で急速な減少の一途をたどり、昭和 44 年炭鉱閉山後の昭和 45 年国調は、10,649 人に激減、昭和 35 年から昭和 45 年まで炭鉱の衰退とともに 9,778 人が減少（対 35 年比△47.9%）した。

昭和 50 年は 9,942 人（対 45 年比△6.6%）、昭和 55 年 9,776 人（対 50

1 基本的な事項

年比△1.7%)と減少傾向は緩和したが、これらの動向は本町に新規企業が立地し、新たな雇用機会がつくられたことと、住宅対策など生活環境の整備や福祉対策の成果だといえる。

昭和60年国調人口は9,682人で昭和55年から94人の減少、率にして△1.0%と人口減少率はひと頃に比べると鈍化傾向にあるが、バブルの崩壊とともに、若年層を中心に就業の場を求めた人口流出が顕著に表れ、平成2年国調人口では9,239人、昭和60年国調人口と比べ443人の減、増減率△4.6%となっており、平成7年では8,787人で増減率△4.9%、平成12年では8,503人、増減率△3.2%、平成17年では、7,956人、増減率△6.4%、平成22年では、7,369人、増減率△7.4%となっており、まだまだ人口流出傾向が続いている。

このような人口減少は、高齢化率を助長し、さらに社会減少や自然減少などが相まって新たな過疎化現象の進行が懸念される。国勢調査を基にしたコーホート要因法による人口推計によると、今後も減少傾向は止まらず、人口減少に伴う高齢化、地域生産機能の低下など基礎的生活要件の維持が困難になりつつあるといえる。

近年の本町の人口動態をみると、平成26年出生数は43人、死亡数118人で自然減は75人となっており、人口構造的には少子高齢化が急速に進む本町では、今後も高い率で自然減が推移していくものと思われる。

本町の高齢者人口動向をみても、昭和45年1,152人であったのが、20年後の平成2年には1,985人と激増し、平成12年には2,355人、平成17年には、2,390人、平成22年には2,301人、平成27年（住民基本台帳1月1日現在）では2,375人と高齢化の進展が顕著になっている。今後の推計でも、多少増減しながらも65歳以上の高齢者率は30%を超える非常に高い比率が見込まれている。

一方、社会動態では平成26年の転入数230人、転出数が271人となっており、社会増減は41人の転出増という状況である。

次に、町人口の男女別割合と推移をみると、右肩下がりで減少する人口の中で、平成22年3月31日現在における割合は、総数7,606人、うち男3,500人（比率46.0%）、女4,106人（比率54.0%）と、構成比で女性が8.0ポイント多く、平成27年同日現在では、総数6,989人のうち男3,200人（45.8%）、女3,789人（54.2%）とその差は8.4ポイントとなっている。

過去の推移をみると、昭和35年～昭和50年までは、男性の減少率が女性を上回っていたが、昭和55年～昭和60年まではほぼ横ばいに推移し、

平成に入り再び男性の減少率がわずかであるが女性を上回ってきている。これらの動向は、過疎地域に多くみられる現象と思われ、高度成長期、そして日本経済の安定期、さらに近年の労働環境の変化に伴う労働人口の流失によるものと推測される。

年齢階層別人口構成については、昭和 35 年国調人口は 20,427 人、14 歳以下の年少人口が 7,561 人で全体の 37.0%を占め、15 歳～64 歳の生産年齢人口は 11,800 人の 57.8%、65 歳以上の老年人口は 1,066 人で 5.2%の構成割合となっている。これに対し、平成 22 年人口では総人口 7,369 人、そのうち 14 歳以下の年少人口が 866 人で全体の 11.8%、15 歳～64 歳の生産年齢人口が 4,202 人の 57.0%、65 歳以上の老年人口は 2,301 人で 31.2%の構成割合となっている。これを平成 22 年全国構成比でみると年少人口率 13.2%、生産年齢人口 63.8%、老年人口 23.0%である。比しても分かるように、年少人口は△1.4 ポイント、生産年齢人口△6.8 ポイント、逆に老年人口は＋8.2 ポイントで、全国的に進展する少子高齢化をはるかに凌ぐペースで進行していることがわかる。

イ. 産業の推移と動向

本町の産業構造は過疎地域の中でも特異な都市型の構造となっている。平成 22 年の国勢調査産業別就業人口が示すように農業、林業、漁業で構成される第 1 次産業の割合が 5.6%、鉱業、建設業、製造業の第 2 次産業が 30.1%、卸売小売業、サービス業、公務などの第 3 次産業が 64.3%となっており、近年、その都市型の傾向は顕著に表れており、大町町を除く県内過疎市町では、第 1 次産業の占める割合が比較的高く、第 3 次産業の割合が低い数値となっている。

しかし、杵島炭鉱が隆盛を極めた昭和 35 年頃は、第 2 次産業の占める割合が突出しており、第 1 次産業 15.5%、第 2 次産業 49.1%、第 3 次産業 35.3%と、炭鉱を基盤に町が発展し、地域産業と経済は炭鉱によって潤ってきたといえる。

炭鉱閉山後の昭和 45 年国調でみた産業別人口は第 1 次産業 16.8%、第 2 次産業 37.7%、第 3 次産業 45.5%となっており、昭和 35 年に比べ、第一次産業は 1.3 ポイントとわずかに伸び、第 2 次産業は、11.4 ポイントも減少し、逆に第 3 次産業は 10.2 ポイントと大きく伸びている。

前述したように、平成 22 年国調では、第 1 次産業は減少し、農家の近代化、経営規模の拡大や米価の低迷等で、経営耕地面積の少ない農家の離農が

1 基本的な事項

目立っている。

また、比較的好調だった第2次産業の伸びに蔭りがみえ、昭和45年と比べて7.6ポイントの減少を示し、閉山後に誘致した鉄鋼、機械金属、電気、縫製関係の企業に対し、新興国の台頭が影響していると考えられる。

それに比べ、第3次産業は、着実に増加傾向にあり、昭和45年国調と比べて18.8ポイント増となっており、都市型の傾向はさらに進んでいる。

表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 20,427	人 14,740	% △27.8	人 10,649	% △27.8	人 9,942	% △6.6	人 9,776	% △1.7
0歳～14歳	7,561	4,354	△42.4	2,338	△46.3	2,005	△14.2	1,908	△4.8
15歳～64歳	11,800	9,275	△21.4	7,159	△22.8	6,565	△8.3	6,229	△5.1
うち 15歳～ 29歳(a)	4,221	3,113	△26.2	2,347	△24.6	1,995	△15.0	1,775	△12.0
65歳以上(b)	1,066	1,111	4.2	1,152	3.7	1,372	19.1	1,564	14.0
(a)/総数 若年者比率	% 20.7	% 21.1	-	% 22.0	-	% 20.1	-	% 18.0	-
(b)/総数 高齢者比率	% 5.2	% 7.5	-	% 10.8	-	% 13.8	-	% 16.0	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 9,682	% △1.0	人 9,239	% △4.6	人 8,787	% △4.9	人 8,503	% △3.2	人 7,956	% △6.4
0歳～14歳	1,886	△1.2	1,656	△12.2	1,384	△16.4	1,178	△14.9	1,020	△13.4
15歳～64歳	6,046	△2.9	5,597	△7.4	5,226	△6.6	4,970	△4.9	4,546	△8.5
うち 15歳～ 29歳(a)	1,469	△16.3	1,340	△8.8	1,290	△3.7	1,320	△2.3	1,109	△16.0
65歳以上(b)	1,750	11.9	1,985	13.4	2,177	9.7	2,355	8.2	2,390	1.4
(a)/総数 若年者比率	% 15.2	-	% 14.5	-	% 14.7	-	% 15.5	-	% 13.9	-
(b)/総数 高齢者比率	% 18.1	-	% 21.5	-	% 24.8	-	% 27.7	-	% 30.0	-

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人 7,369	% △7.4
0歳～14歳	866	△15.1
15歳～64歳	4,202	△7.6
うち 15歳～ 29歳(a)	884	△20.3
65歳以上(b)	2,301	△3.7
(a)/総数 若年者比率	% 12.0	-
(b)/総数 高齢者比率	% 31.2	-

表 1-1 (2) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成 17 年 3 月 31 日		平成 22 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 8,261	-	人 7,606	-	% △7.9	人 6,989	-	% △8.1
男	3,823	% 46.3	3,500	% 46.0	△8.4	3,200	% 45.8	△8.6
女	4,438	% 53.7	4,106	% 54.0	△7.5	3,789	% 54.2	△7.7

表 1-1 (3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,623	人 5,353	% △19.2	人 4,712	% △12.0	人 4,243	% △10.0	人 4,472	% 5.4
第一次産業 就業人口比率	% 15.5	% 15.5	-	% 16.8	-	% 11.1	-	% 10.5	-
第二次産業 就業人口比率	% 49.1	% 43.0	-	% 37.7	-	% 39.6	-	% 39.6	-
第三次産業 就業人口比率	% 35.3	% 41.4	-	% 45.5	-	% 49.0	-	% 49.8	-

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,244	% △5.1	人 4,147	% △2.3	人 4,017	% △3.1	人 3,796	% △5.5	人 3,498	% △7.8
第一次産業 就業人口比率	% 9.8	-	% 9.1	-	% 7.7	-	% 7.6	-	% 7.6	-
第二次産業 就業人口比率	% 38.6	-	% 39.3	-	% 36.7	-	% 36.5	-	% 30.6	-
第三次産業 就業人口比率	% 51.5	-	% 51.6	-	% 55.6	-	% 55.8	-	% 61.8	-

区分	平成 22 年	
	実数	増減率
総 数	人 3,141	% △10.2
第一次産業 就業人口比率	% 5.6	-
第二次産業 就業人口比率	% 30.1	-
第三次産業 就業人口比率	% 64.3	-

(3) 大町町行財政の状況

ア. 財政の状況

地方自治体を取り巻く状況は、少子高齢化の進展など一段と厳しさを増している。また、自治体の責任は、住民ニーズの多様化、高度情報化社会への対応、さらに地方分権の進展により益々重くなっており、自治体経営は、基礎自治体としての自立が求められる一方、地域の特性を生かした地方創生への取り組みが必要となっている。

本町は、社会資本の整備を積極的に推進したことに係る町債の残高が、平成 25 年度末で 67 億 9,536 万円（普通会計）に上り、財政運営の大きな課題となっている。

依然厳しい環境が続く状況下で、町税や地方交付税等一般財源の見通しについては先行きが不透明な状況にある。平成 26 年度に策定した平成 27 年度から平成 31 年度までの中期財政見通しでは、収支計画に大変苦慮したものとなっている。

歳入については、町税や地方交付税等一般財源が大幅に増加することは見込まれず、不足する財源を積立金からの繰入で確保することになると予測している。

一方、歳出は、人件費、公債費、扶助費等の義務的な経費はさらに増加する見通しであり、厳しい財政状況が続くことは変わりないと考えられる。

このため、平成 28 年度以降は、極めて厳しい財政環境の中、第四次総合計画の後期基本計画等の着実な推進や多くの財政課題への対応など町政の重要課題が山積していることから、これまで以上に、更なる歳入確保と事業の見直しや効率化等による一層の歳出抑制を図っていかねばならない。

平成 17 年度以降、財政健全化路線を積極的に進めたことにより、町財政の危機的な状況は回避することができたが、本町は、町税等の自主財源に乏しく、財政力指数は 0.356（平成 25 年度）と低く、地方交付税や国県支出金等にその多くを依存せざるを得ない状況にある。

地域の活力を維持し、安心して快適に暮らせる町としていくためには、地域で支えあうシステムづくりを進めるとともに、引き続き財政健全化路線を堅持し、経費の節減や事務事業の見直しに努めるとともに、重点施策の選択による町債の適切な発行・償還など中長期的な視点に立った財政運営を行うことが必要である。

表 1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 17 年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	2,963,297	3,788,630	7,194,095
一般財源	2,081,729	2,451,195	2,280,059
国庫支出金	102,643	390,234	1,260,514
都道府県支出金	137,396	217,781	245,609
地方債	253,700	428,900	2,872,982
うち過疎債	64,000	110,700	2,069,000
その他	387,829	300,520	534,931
歳出総額 B	2,911,213	3,587,783	7,062,712
義務的経費	1,608,738	1,602,144	1,612,716
投資的経費	121,986	421,680	3,677,395
うち普通建設事業	121,986	397,857	3,676,124
その他	1,180,489	1,563,959	1,772,601
過疎対策事業費	64,377	197,139	2,741,153
歳入歳出差引額 C (A-B)	52,084	200,847	131,383
翌年度へ繰越すべき財源 D	3,706	2,669	43,640
実質収支 C-D	48,378	198,178	87,743
財政力指数	0.350	0.381	0.356
公債費負担比率	15.9	14.6	15.1
実質公債費比率	11.5	11.4	10.1
起債制限比率	8.8	—	—
経常収支比率	97.8	82.6	95.5
将来負担比率	—	51.3	53.9
地方債現在高	4,429,995	4,126,476	6,795,360

イ. 主要公共施設等の整備状況

町の主要公共施設の整備状況については、【表 1-2 (2)】のとおりであるが、これまでの施策により、本町の公共施設の整備は、道路を中心に確実に成果を上げてきた。表を見てもわかるように過疎法施行時の昭和 45 年度末での市町村道改良率は 57.3%、舗装率は 23.1%と非常に低くなっているが、その後の過疎立法ごとに整備状況は急速に推移し、平成 25 年度末での改良率は 94.5%、舗装率は 99.8%と、交通基盤の整備はかなり進んできている。

また、水道普及率も相当高く、上水道の整備による格差は皆無といってよいが、自然環境の保全及び生活環境の整備については合併処理浄化槽設置の普及を重点課題として、町民ニーズを考慮しながら生活基盤の整備を推進していく。

その他、公営住宅の整備、し尿収集については、施設の老朽化が進んでおり、今後はそれらの更新等が課題となる。また、既存の公園をさらに活用するため、付加価値を伴ったリフォーム計画を推進していく必要がある。

高齢者比率が県内トップレベルの水準となっており、関係機関との連携を図りながら既存の養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム等の施設の効率的な活用を図るとともに、お年寄りが元気に過ごせるよう健康寿命の延伸に対する取り組みや、外出を促す高齢者の移動手段の確保など、お年寄りに優しい、ニーズにあった施策に積極的に取り組む必要がある。

今後の公共施設整備の在り方としては、子育て支援や教育環境の充実、水準を下回った施設の整備は急務となり、農業振興地域の見直し等による町南部地域の更なる整備推進、ボタ山わんぱく公園など既存公園の有効活用、公共福祉充実のための社会体育施設等の整備や公共施設等総合管理計画に沿って、老朽化した既存施設の維持管理や更新、除却等を重点的に進め、本町の地域特性を踏まえた上での課題解消に取り組んでいく必要がある。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 25 年度末
市町村道				
改良率 (%)	57.3	86.6	90.0	94.5
舗装率 (%)	23.1	88.9	99.8	99.8
耕地 1ha あたり農道延長 (m)	44.7	45.7	53.4	35.1
林野 1ha あたり林道延長 (m)	8.8	7.7	6.7	5.9
水道普及率 (%)	96.3	98.6	99.9	99.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	13.0	22.9	28.5	28.5

(4) 地域の自立促進の基本方針

本町は過疎地域自立促進特別措置法の延長に伴い、美しく風格ある国土の形成に寄与するため、「大町町第四次総合計画」に基づく「大町町過疎地域自立促進計画」により総合的かつ計画的な対策を講じるとともに、定住策の展開や子育て支援及び教育の充実等により人口の流出に歯止めをかけていく。

また、町民意向調査結果などを基に、定住のための町民生活の基盤整備や U J I ターンに対応した住環境の整備、既存企業に対する支援や企業の立地条件の整備促進を背景にした優良企業の誘致による良質な雇用の拡大、高齢化社会の進展に伴う高齢者に配慮した住民福祉及び保健の向上、地域に根付いた個性的な地域文化の保存・育成を推進しながら自立の道を模索していく。

これまで、情報通信技術 (ICT) の進展に対応した行政の情報化を進めるとともに、民間通信事業者の通信網整備に加え、ケーブルテレビのインターネット整備の支援など、情報通信基盤の整備を推進してきたが、今後は、このようなインターネット環境を利活用し、町民が ICT による生活の向上を体験できるように行政サービスの高度化が必要である。

また、観光客等の利便性向上や災害時の通信手段の確保のため、公共施設などの公衆無線 LAN の整備を図っていく。今後の地域の自立促進にあたっては、戦略的、重点的投資が肝要で、個性豊かな地域づくりを目指した自主的創意工夫に基づき、限られた財源の中、選択と集中を推し進め、町の浮揚のための活力をどこに求めるかを明確化する。さらに、効率的な投資による

1 基本的な事項

効果の連鎖を促進していくため、特に本町の立地、地域性等に留意し、個性を生かした構想を確立する。また、大町町第四次総合計画に配意し、投資効果を見定めた上で、町北部・町中部・町南部・農業地帯の農業ゾーン、あるいは町中部に位置する商業、工業ゾーンへのそれぞれの振興策の投入とともに、地域振興に向けた土地利用ゾーニングの検討を行うなど、地域のニーズにあった的確な政策の展開を図っていく。

①町北部

聖岳周辺を中心に新たな観光資源の形成を図るとともに、本町の自然資源である楠の群生林の整備のほか、自然との共生を推進する。また、近年ではイノシシ等による農作物等への被害が拡大し、地域農業へ多大な影響を及ぼしているため、有害鳥獣への対策を図るほか、山間地域の開発を目指した未開発地区への道路の新設及び炭鉱当時の面影を残すボタ山わんぱく公園の利活用と、土地開発と併せたアクセス道路の整備等を進めながら、土地の有効活用と交通の利便性を確保する。

②町中部

住民の基本的な生活環境の整備については、日常生活の基盤施設である交通網の整備、あるいは住民の交通安全の確保として、安全で快適な歩道を備えた町道の新設・整備を推進し、「国道34号バイパス建設促進期成会」の活動を踏まえた広域幹線道路建設の早期実現、あるいはUJIターンによる移住者を意識した魅力の創出、さらに生活水準の向上、生活様式の高度化による清潔で快適な生活環境の確保のため、合併処理浄化槽設置の普及に努める。

商業については、町特産品販売・情報の発信基地としての情報プラザ及び買物環境の整備としての町民の安らぎの場を兼ねたポケットパークの建設など商業の活性化を図ってきたが、長引く不況による商店街の組織活動の弱体化が懸念されており、情報プラザの活用、ポケットパークでのイベントの開催など、これらの施設の充実を図りながら利活用を推進し、活性化を図っていく。また、元気ある商店街創出策として、空き家や空き店舗を活用した起業や創業の支援、商店街の近代化や消費情報提供などのサービス機能の強化を促進し、商工会青年部を中心とした地域づくり団体等の支援・育成をととした活力ある商店街の形成を図るとともに、地域資源を活用した住民のニーズにあった新製品の開発、適切なPR等による新市場の開拓、後継者不足を

解消するために人材の育成を図り、憩いと潤いのある買物環境を整備促進しながら商業の発展を図っていく。

また、工業の振興は、町の活性化を促すとともに、雇用機会の拡大、町民所得水準の向上、さらには地域の活力などを確保する上で重要な施策であり、既存企業の育成を基本方針として、企業規模の拡大促進、国・県における金融措置に基づく資金助成制度の活用、税制特例措置に伴う税負担の軽減等を講じながら経営の安定化を支援していく。

また、限りある土地資源を計画的かつ有効に活用していくため、民間資金とノウハウ及び活力を利活用し、宅地の開発や企業誘致に伴う工業用地の確保を図り、大型企業の進出に必要な工業用水を確保した上で、魅力ある、住み続けたいまちづくりを推進していくために生活環境や教育環境を整備しながら、企業誘致の促進とあわせた雇用の増大、町民所得水準の向上を目指し、あわせて地域の活性化を図る。

③町南部

農業については、依然として離農、兼業化傾向にあり、魅力ある農業を目指しながら、田園景観に配慮した上で、他産業との調和をとりつつ、質及び生産性の高い農業の振興を図り、新規就農者の支援や農業後継者の育成、あるいは複合経営や集落営農組織の法人化、特産品の開発などを促進していく。また、ゆとりある田園形成を目指した農業基盤整備としての広域的な基幹農道の新設・整備、あるいは農村住環境の向上に伴う実情にあった排水事業の推進等を図っていきながら整備された住環境の下での魅力のある農業環境の実現を目指していく。

また、町南部中域については、公共施設等総合管理計画等に沿って利活用を検討し、良質な住宅地の形成や企業立地を図る住環境と産業の活力開発ゾーンとして設定し、町の浮揚施策の一つとして積極的に推進していく。

(5) 計画期間

過疎地域自立促進計画の計画期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 か年間とする。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア. 農業

本町の農業は、穀倉白石平野の高い生産力の一翼を担い、古くから米麦作を中心とした土地利用型農業が展開されている。

現在でも、米麦を中心とした水田農業が盛んで、これを基盤に大豆を組み入れたブロックローテーションが展開されるとともに、農業所得向上策として、園芸作物が導入され、野菜においては、玉葱、施設きゅうり、いちごなど、果樹においては、みかんなど、畜産においては、採卵鶏の飼育が行われている。

また、町南部六角川沿いについては、白石平野地区の地盤沈下が進んでいる中、毎年水害に悩まされていたが、現在、3か所の排水機場を設置し、水害対策に努めている。

平成27年の農林業センサスによると、農家戸数は集落営農の組織化が進んだため82戸で、平成17年の189戸とは単純な比較が出来ないが、兼業化と高齢化が一段と進み、担い手不足が深刻化している。また、経営耕地面積272haのうち、田が265haと全体の97.4%を占める。

このような状況を踏まえ、これまでに、担い手の育成や農業生産基盤の整備をはじめ、多様な農業振興施策を推進し、少なからず成果を上げてきたが、長期にわたる米価の低迷や肥料代の高騰のほか、輸入農畜産物との競争激化により、農業を取り巻く情勢は以前に増し厳しい状況にある。

また、老朽化が著しい排水樋門や、耐震構造に不安のある農業用溜池の調査と整備による生産基盤再生への負担増は農業者の志気を消沈させている。

このような状況下で、魅力ある農業を確立するため、農業所得の向上と担い手の育成及び農業生産基盤の整備は、早急に解決しなければならない喫緊の課題となっている。

イ. 地場産業おこし、地場産業の振興

本町は平成9年に地場特産物の紹介と販売、町民交流の場として「おおまち情報プラザ」を建設し、平成18年からは、民間のノウハウを活用すべく、指定管理者制度の導入により管理運営を民間事業者に委託し、特産品等

を店頭で取り扱うなど、地場産品の販路拡大に努めている。

また、本町では、町内での就業者が少なく、町内での起業や創業が待ち望まれるが、狭小な地場の中で産業を起こすのは極めて厳しい環境にある。

しかし、起業・創業がしやすい環境整備を促進しながら町の活性化を図っていくことが必要である。

ウ. 企業誘致

本町では、昭和44年の杵島炭鉱の閉山後、企業誘致の推進により機械金属、電気関係等14社程度の企業が操業している。

これらの企業は、長く続いたデフレや円高のため引き起こされた国内生産の減少の影響を受けてきたが、中国から国内への回帰もみられ、最近は徐々に落ち着きを見せつつある。

しかし、国内外の経済情勢の見通しがつけ難いため、各企業とも施設や設備の増強については未だ慎重な姿勢を見せている。

また、工業振興対策として既存企業の育成、優良企業の新たな誘致、その他の産業基盤の整備が必要であるが、本町は、地理的条件には優れているものの面積が狭小であり、農地の転用以外に工業用地を確保することが非常に困難である。

今後も引き続き、大型企業の進出に不可欠な工業用水と用地の確保を検討していかなければならない。

エ. 商業

本町の商業は、かつては3つの商店街がそれぞれの特徴を生かし、大いに繁栄していたが、炭鉱閉山後の人口の減少に伴う町内購買力の低下と商店経営者の高齢化等により、廃業に歯止めがかからない状況で空き店舗等が増加している。

こうした商店街には飲食店や生活用品を扱う小売店舗等が集積し、利便性が高く、特に高齢者には安心して買い物できる場所であるべきだが、徐々にその機能を失いつつあり、住民が生活していく上で必要な最低限の商品の購入にすら支障をきたす事態となっている。

また、残念なことに、集客の中心的な役割を果たしてきた地場のスーパーが閉店してしまい、多くの町民が町外に買い物に出かけることが多くなってしまっている。

これまで町では、商店街の一角にポケットパーク（やすらぎパーク）を整

備するなど、買い物しやすい環境を整えるとともに、買い物客の休憩・交流の場を整備してきたところである。

しかしながら、人口減少や、高齢化及びモータリゼーションの一層の進展、消費者ニーズの多様化、或いはネットショッピングやテレビショッピングの普及等を背景に、近隣市町の大型店への購買志向が強まったことや買い物手段が多様化したことで、多くの商店が廃業し、空き店舗等が増加している状況にある。

今後は、最低限の買い物のできる場所を町民に提供するとともに、少しでも町内での買い物客を増やすための中核となるスーパーや、人が集う複合施設の誘致が喫緊の課題となっている。

オ. 観光又はレクリエーション

本町の観光資源は極めて乏しく、遊興的・旅行的観光の活用資源は少ないが、町のシンボル聖岳周辺には、県木でもある楠がおおよそ 900 本群生しており、景観に恵まれた優れた自然環境にある。頂上には展望所があり、おおよそ 800 段の階段や散策道、溜池の整備など、断片的な整備は進んだものの、観光資源としての効果は薄いと言わざるを得ない。

また、炭鉱当時のシンボリック遺物である広大なボタ山の利活用は、本町の長年の課題であったが、平成 25 年度にボタ山わんぱく公園を開設し、年間約 1 万人程度が訪れる町の新たな観光スポットとなりつつある。今後は、公園としての価値をさらに高めるべく、ボタ山特有の地質に適した植栽や休息場所の確保など観光資源や利便性の高い公園として整備を行う必要がある。

また、個人所有である旧炭鉱変電所跡には、当時建設された赤レンガ造りの建物が今でも残っており、当時を偲ぶ絶好の観光スポットとなっている。現在では、民間が主体となり、「杵島炭鉱変電所跡活用推進会」を組織、建物の愛称を「大町煉瓦館」と決め、イベント等を開催し、町民の交流の場を提供するなど、明るく元気なまちづくりに寄与している。しかし、敷地が狭小で駐車場等の余地がないことが、今後の課題となっている。

また、既存の浦田自然公園については、緑化ブームを背景に、これまで自然に親しむ森林公園として、その機能を果たしていたが、今では木々がうっそうと茂り、見通しが悪く街灯等が少ない等、防犯上の問題も指摘されている。

しかし、隣接した場所に誘致した民間経営の温泉が開業したことにより、観光面のポテンシャルが向上し、家族連れや高齢者等のレクリエーションの

場として、また、住民の憩いの場として再生を図る必要がある。

(2) その対策

ア. 農業

本町では、平成 26 年に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に沿い、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう将来の農業経営の発展の指標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成しなければならない。

具体的な経営指標として、大町町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者 1 人当たり 400 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 2,000 時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していく。

また、将来の大町町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

そのため、農業協同組合、農業委員会、杵島農業改良普及センター等と十分な相互連携の下で濃密な指導を行うとともに、担い手育成支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した検討・調整を促進する。

また、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会などによる掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。これらの農地の流動化に関しては、農地中間管理機構の活用とともに、農用地利用改善団体を設立し、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

さらに、中山間地域である町北部地区においては、集落を単位とした生産組織の育成を図りながら、当該組織全体の協業化・法人化を進め、特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。新規の集約的作目を導入するため、市場関係者や県経済連園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面から

2 産業の振興

の検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

また、環境保全型農業や地産地消の促進など、時代の要請に即した農業の促進に努め、農業の持つ多面的機能の保全・活用に努めるとともに、老朽化が著しい排水樋門の整備や、耐震構造に不安のある農業用溜池の調査と整備を図っていく。

- ①農業所得の向上及び労働時間短縮の推進
- ②多様な担い手の育成
- ③ハウス等園芸にかかる優良品質への転換推進
- ④生産性の向上促進
- ⑤環境保全型農業の促進
- ⑥地産地消の促進
- ⑦集落営農組織の育成及び農業経営の法人化を促進
- ⑧農業生産基盤の整備

イ. 地場産業おこし、地場産業の振興

現在、商工会を中心に炭鉱全盛期から地域に定着し、親しまれ、嗜好されていた“たろめん”をB級グルメとして復活させたが、この気運が一過性とならないよう、新たな特産品の開発や販路拡大など、今後も官民一体となりブランド化を推進していく。

また、空き店舗等を活用した起業・創業意識の高揚、波及に努めるとともに、地場産品を媒体とし、町の特性を見直しながら、インターネットによる電子商取引など、未利用、低活用分野の活用を促進し、地場産業振興、起業・創業促進の気運を高めるため調査、研究を進めていく。

一方で、大町町新特産品開発協議会を中心に、地域農産物の加工品の研究・開発を推し進め、情報プラザをアンテナショップとして利用し、PRに努めながら、ブランド化を目指し地場産業の育成を推進する。

さらに、地元からの雇用拡大、U J I ターンの受け皿として、既存の民間企業に対し、国・県における金融措置に基づく資金助成制度の活用、税制特別措置に伴う税負担の軽減等や、地方創生の取り組みとの連携により企業経営を側面的に支援していく。

- ①起業・創業意識の高揚のための調査研究（新規異業種間交流）
- ②インターネットによる電子商取引の調査、研究の推進
- ③ブランド化を目指した地域特産物の加工品の研究
- ④特産品開発への支援
- ⑤地場産業への支援
- ⑥地元からの雇用拡大やU J I ターンによる移住者雇用に対する支援

ウ. 企業誘致

町を活性化し、良質な雇用を確保するため、新たな企業の誘致は重要な課題といえる。現在、町南部地域の基幹道路の整備を進めながら、土地の利活用を見直し、効率的で計画的な土地利用開発を目指しているが、当地区は古くから広大で優良な水田地帯が広がり、穀倉白石平野の一角を成していることから、新規企業の受け皿となる工業用地の確保は厳しい状況である。

しかし、今後の大町町の発展、投資効果を考えると、この南部地区をはじめとする町内の農業振興地域を全体的に見直す必要があり、町北部及び中部地区についても、工業用地に適した土地開発の検討を行い、企業誘致のための産業発展地域を設定し、工業団地等の造成や工業用水等の確保に努めていかなければならない。

また、狭小な土地資源を有効かつ効率的に活用していくために、民間の資本とノウハウを活用して雇用機会の増大、住民所得の向上を目指していく。

- ①農業振興地域の見直しを含めた産業地帯の設定
- ②工業用水等の確保
- ③民間資本の活用
- ④計画的な企業誘致の推進
- ⑤資金助成及び税負担軽減の推進
- ⑥工業団地造成等土地開発事業

エ. 商業

本町の商業は、厳しい経営状況の中、商店街の有志で取り組んできた一店逸品運動も広がりを見せ、テレビ等メディアでも紹介されるようになった。加えて前述の「たろめん復活全国展開事業」により、個店のやる気の醸成・活性化が少しずつではあるが表れてきている。

また、町民からの要望が多い商業施設等を誘致し、町内での買い物客を増

2 産業の振興

やすことを目指す。

今後は、商工会等とより一層の連携を図りながら、買い物がしやすく誰もが安心・安全・満足できるように、消費者の立場に立ち「やすらぎパーク」の利活用や空き店舗等を活用した起業・創業を含め、商店街機能の利便性を追求していかなければならない。

- ①インターネットによる情報の収集及び電子商取引の調査・研究
- ②経営者のためのパソコン教室等の開催
- ③やすらぎパークを活用したミニイベントや朝市等の開催
- ④まちづくりと一体となった商店街整備の推進
- ⑤個人商店への経営指導の強化
- ⑥空き店舗等を活用した起業・創業支援
- ⑦経営資金の助成
- ⑧商業施設等の誘致

オ. 観光又はレクリエーション

本町の観光資源は乏しい中にも、町北部には豊かな自然環境に恵まれた聖岳があり、平成2年には山頂に展望所を設置し、山登りや野草散策などを楽しむ人に親しまれている。また、付近には大きなため池があり、雑踏を逃れ静かな山ろくでの釣りを楽しむ人も多い。この風光明媚な自然環境を生かし、楠の群生林整備を含めた聖岳周辺を観光資源として活用するとともに、町・地域を挙げて魅力的な「観光地域づくり」を推進する必要がある、観光の担い手の育成（DMO など）等の対策を行う必要がある。

また、平成25年度に開設したボタ山わんぱく公園を町の新たな観光スポットとして活用するため、利便性の高い公園として整備を行う必要がある。

既存の浦田自然公園や浦川内公園については、自然環境など地理的条件や町民ニーズを再考した上で、近隣の温泉施設などと連携して、付加価値のある、魅力ある公園として再生していく。

- ①聖岳周辺の開発
- ②楠の群生林の整備
- ③観光の担い手育成（DMO など）等対策
- ④既存公園の再整備や観光地化等リフォームの推進

(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 産業の振興	(1) 基盤整備 〔農業〕	農村地域防災減災事業（溜池耐震）	大町町	
		溜池等整備事業	佐賀県	
		溜池水位調整事業	大町町	
		地域農業水利施設ストックマネジメント事業	大町町	
	(4) 企業誘致	杵島工業用水事業	大町町	
		工業団地造成等土地開発事業	〃	
	(8) 観光又はレクリエーション	情報プラザ維持管理改修事業	〃	
	(9) 過疎地域自立 促進特別事業	さかの園芸農業者育成対策事業	〃	
		さかの米麦大豆強化対策支援事業	〃	
		多面的機能支払補助金事業	〃	
		中山間地域等直接支払交付金事業	〃	
		農業次世代人材投資事業	〃	
		畜産農業者支援及び防疫対策事業	〃	
		商工会育成事業	〃	
		中小企業資金貸付事業	〃	
		経営設備資金（利子補給・保証料）	〃	
		商業施設等整備促進助成事業	〃	
		聖岳保全管理事業	大町町	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア. 道路の整備

本町の道路網は町の中央部を東西に走る国道 34 号と、これと交差して県道白石～大町線を基本とした道路体系となっている。この他、旧長崎街道の町道中央線を軸に 74 路線、総延長 53.9 km の道路網が形成されている。整備状況については、国・県道は実延長 5.2 km で、改良及び舗装率は 100% となっている（平成 26 年 3 月 31 日現在）。町道については改良率 94.5%、舗装率 99.8% とそれぞれ高い水準の整備状況といえる（平成 25 年度末現在）。

今後の問題点として、これまでの旧過疎法及び産炭地域振興法の展開により、主要町道の改良・舗装等による整備を終えたものの、都市化、情報化社会の進展、余暇の増大に加え、生活圏の拡大による交通量の増加に対応した道路の整備や未改良道路の整備、集落間の連結道及び公共施設へのアクセス道の新設などが必要である。

また、予想される交通量の増加に対応し、住民が安心して暮らせる地域社会の形成を推進するため、道路幅員の規格改良や歩道を備えた安全な町道など、人に優しい生活関連道路の整備を図る必要がある。

さらに、長崎自動車道の武雄・北方インターの開通、武雄バイパス及び江北バイパスの全線開通により、国道 34 号における大町町沿線の交通事情は悪化しており、広域交通の円滑化を図るため、「国道 34 号バイパス建設促進期成会」の活動を踏まえた広域幹線道路の建設が早急に望まれるとともに、在来線の複線化が計画されている新幹線についても、関係機関と十分に協議をしながら、町民の安心と安全な暮らしを確保するため、各所に要望していく必要がある。

また、高齢化が急速に進む本町では、交通利便性の追及と同時に、お年寄りにやさしいまちづくりを推進していく上で、公共交通機関の整備による交通手段の確保は重要である。しかし、利用客の減少による地方バス路線運行サービスの低下は、交通手段が限られた高齢者や一般利用者にとって、不便が生じており、バス路線の維持や町民の身近な移動手段の確保など、公共交通の利便性の向上が望まれる。

イ. 情報通信及び地域間交流

近年の ICT の進展に対応し、本町においても、行政の情報化を進め、行政事務の簡素化・効率化を図ってきたが、行政の分野以外においては、まだ十分に ICT が浸透しているとは言えない。

このため、町民が生活の向上を体感できるように、ICT の利活用を図り、行政サービスの高度化を進めていく必要がある。

一方で、ICT の恩恵を十分に享受するためには、高齢者を含めた ICT 初心者の情報リテラシー（情報活用能力）の向上が課題となっている。

また、交通基盤の整備や ICT の進展、高齢化や国際化の進展など、住民の生活圏の拡大や価値観の多様化が進み、これまで以上に、それぞれの町民が必要としている情報を、正確かつ迅速に伝えることが求められている。

現在、本町における町民への防災情報等の伝達は、平成 26 年度に整備したデジタル防災行政無線により充実を図っている。

しかし、豪雨時等は、屋内の者に聞こえない場合があるという課題を解決するために、今後も更なる情報伝達の充実化を図る必要がある。

交通基盤の整備や情報化の進展等により、住民の生活圏や経済圏は、既存の行政区域を越えて広がり、単一の自治体だけで対応していくことが難しくなっている。また、町を訪れる方々や他地域の住民に対しても、町の情報等を発信することが重要になっており、地域間交流の促進が不可欠となっている。

(2) その対策

ア. 道路の整備

町北部の自然ゾーンは、ふるさと林道整備事業により主要林道を拡幅し、本町の観光資源である聖岳へのアクセス道路としても活用している。また、この地区は県の事業として、生活環境保全林整備事業及びふるさと農道緊急整備事業が竣工しており、これに伴ったアクセス道の整備も検討していく。また、山間地域や未開発地域への道路の新設による土地の有効活用も推進していく。

町中部には、基幹道路である国道 34 号に並行して、旧長崎街道（町道中央線）があり、それを取り巻く商店街・住宅地は居住空間として恵まれた立地にある。しかし、中部地区内にはまだまだ構造的に危険な道路もあり、また周辺地区へのアクセスも不十分で、連結道路の新設とともに、既存道路の

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

整備・改良を図っていく。また、交通量の増加に伴う危険性の高い地域における生活道路は、安全性とゆとりのある歩行者に優しいコミュニティ道路として歩道を備えた町道として改良を進めていく。

町南部は肥沃な農地を抱える農業地域及び企業誘致等の産業開発ゾーンである。農業地域には町道や農道が混在しており、改良率等も低水準である。徐々に整備が進んでいるが、この地区は産業開発ゾーンに隣接していることから、大型企業への通勤道路として、交通量が激増し、通学や農作業にも支障をきたすなど生活環境への影響が懸念される。このため、産業開発ゾーンへの積極的な企業誘致を推進しながらも舗装改良や歩道を備えた安全でゆとりのある道路の整備を推進していく。さらに、この地域には集落が点在しており、集落間の連結道の整備や、こうした地域から基幹道路にアクセスする道路を計画的に整備・改良する。

さらに、国道 34 号の交通混雑緩和を図るため、武雄・北方インター及び佐賀空港へのアクセス道路として、広域的基幹道路の建設を「国道 34 号バイパス建設促進期成会」を通じて積極的に促進するとともに、商店街アクセス道路の整備による顧客の獲得及び地域生活道路とのアクセスの整備を図る。

加えて、大町町橋梁修繕計画の点検をもとに、橋梁の架け替え・修繕などを行い、安全性の確保とともに、長寿命化に寄与する。

さらに、道路ストック点検をもとに、舗装補修及び道路附属物の更新・修繕を行い、安心・安全を図る。

また、モータリゼーションの進展により、公共交通機関、特に地方バス路線の維持・確保は利用者の減などにより財政的な限界を超えており、非常に厳しい状況にある。このような中、高齢者や子どもなど交通弱者のための交通手段の確保は重要な課題であり、地方バス路線の維持は不可欠である。

本町は、バス事業者等との協議に基づき、ニーズに応えた“町民の足”となるコミュニティバス等の身近な移動手段の確保対策など、公共交通機関の確保に努める。

- ①観光資源や基幹道路と連結したアクセス道路の整備
- ②歩道を備えた生活道路の整備
- ③危険道路の解消
- ④集落間連結道路の新設・整備
- ⑤未舗装道路の改良

- ⑥国道 34 号バイパス建設の早期実現
- ⑦民間バス路線の確保
- ⑧コミュニティバス等の身近な移動手段の確保対策
- ⑨危険橋梁の解消
- ⑩舗装補修及び道路附属物更新修繕

イ. 情報通信及び地域間交流

本町は、ICT を活用した行政サービスの高度化や行政事務の簡素化・効率化を図るため、必要な機器の更新を計画的に行うとともに、県や他の市町とのシステムの共同化・ネットワーク化によるコスト削減を検討する。

また、町民サービスの向上のために、現場でのモバイルワークや在宅勤務など、サービスの質の向上や業務効率化、職員のワークライフバランスの実現等の効果が期待されるテレワークの導入を検討する。

加えて、情報セキュリティ対策等の強化のための人材の育成が必要であることから、実技講習や研修会を開催し、職員の情報セキュリティ・情報リテラシー（情報活用能力）の向上を図る。

今後は、全町民に対して災害情報をはじめ、あらゆる地域情報を的確に提供していくなど、ICT の活用した町民サービスの向上を推進していくとともに、町民が ICT の恩恵を十分に享受できるように、町民の情報リテラシー（情報活用能力）の向上のための取組を実施する。

情報の発信拠点としての「情報プラザ」や町内各所に情報端末機器や公衆無線 LAN 等の整備・充実を図り、住民や町を訪れる方々が自由にインターネットを利用できる環境づくりに努める。

災害時における情報伝達手段については、住民に確実に情報が伝わるよう、既存のデジタル防災行政無線の機能を維持するほか、携帯電話を利用した防災情報メールの普及、移動系のデジタル防災行政無線の整備、防災ラジオの導入により、多様な情報伝達網を構築する。

また、地域間交流の促進を図るため、近隣市町と協力・連携して地域の共通した課題等に積極的に対応するとともに、本町のホームページのコンテンツの充実、ソーシャルネットワークサービス（SNS）やケーブルテレビを活用した情報の発信など、既存の広報媒体と ICT を組み合わせたきめ細やかな情報の発信を図る。

- ①庁内情報システムの計画的な整備

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- ②テレワークの推進
- ③職員の情報セキュリティ・情報リテラシーの向上のための研修・講習会の開催
- ④町民の情報リテラシーの向上
- ⑤公共施設等での公衆無線LAN等によるインターネット接続環境の整備
- ⑥ホームページのコンテンツの充実及びSNS、ケーブルテレビの活用
- ⑦情報プラザの活用
- ⑧防災行政無線通信施設（移動系）デジタル化
- ⑨防災行政無線施設屋内受信機（防災ラジオ）の整備

(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 交通通信体系 の整備、情報 化及び地域間 交流の推進	(1) 市町村道 〔道路〕	恵比須団地内線（改良・舗装） L=320m W=5.0m	大町町	
		道路照明灯修繕事業 N=36 基	〃	
		道路反射鏡修繕事業 N=80 基	〃	
		恵比須・旭町線（舗装） L=130m W=5.0m	〃	
		杉谷線（舗装） L=660m W=5.0m	〃	
		寺口・旭町線（舗装） L=250m W=2.5m	〃	
		公民館通 2 号線（舗装） L=50m W=4.5m	〃	
		本通・高砂線（舗装） L=660m W=4.0m	〃	
		大町・江北線（舗装） L=1340m W=7.0m	〃	
		中央線（改良・舗装） L=1,000m W=4.5m	〃	
		大谷口線（舗装） L=600m W=4.5m	〃	
		杉谷・旭町線（舗装） L=470m W=5.0m	〃	
		大黒・本通線（舗装） L=350m W=4.0m	〃	
		今寺 2 号線（舗装） L=140m W=2.5m	〃	
		浦川内線（舗装） L=140m W=4.0m	〃	
		不動寺線（舗装） L=400m W=5.5m	〃	
		新村線（舗装） L=760m W=4.0m	〃	
		畑ヶ田・不動寺線（舗装） L=480m W=6.0m	〃	
		今山線（舗装） L=100m W=4.0m	〃	
		旭町・弥護原線（舗装） L=1060m W=5.0m	〃	
		中央線（舗装） L=760m W=4.5m	〃	
		土場線（舗装） L=760m W=4.5m	〃	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		駅南線（舗装） L=200m W=6.5m	大町町	
		寺口線（舗装） L=50m W=5.0m	〃	
		中島・赤坂線（舗装） L=100m W=6.0m	〃	
		花浦線（舗装） L=240m W=5.5m	〃	
		大渡線（舗装） L=160m W=4.0m	〃	
		中島・高砂線（舗装） L=110m W=4.0m	〃	
		中島・下潟線（舗装） L=200m W=6.0m	〃	
		杉谷団地内線（舗装） L=170m W=3.0m	〃	
		本町・馬田橋線（舗装） L=870m W=9.0m	〃	
		中島・原田線（新設・舗装） L=400m W=5.0m	〃	
		花浦・神山線（新設・舗装） L=210m W=5.0m	〃	
		浦川内線（改良） L=340m W=7.0m	〃	
		二本黒木・小通線第2次（改良） L=300m W=11.5m	〃	
		旭町・弥護原線（改良） L=800m W=6.0m	〃	
		旭町トンネル（改良） L=200m W=5.0m	〃	
		土場線（改良） L=300m W=9.5m	〃	
		鳩ノ巣線（改良・舗装） L=140m W=4.0m	〃	
		今寺2号線（改良・舗装） L=130m W=6.0m	〃	
		杉谷線（改良） L=500m W=7.0m	〃	
		駅南線（改良・舗装） L=610m W=6.5m	〃	
		下潟線（改良・舗装） L=465m W=5.0m	〃	
	〔橋りょう〕	畑ヶ田・不動寺線改築工事（新設） L=500m W=9.5m	〃	
		町道杉谷線（境川橋）（橋梁） L=2.3m W=3.5m	〃	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		町道杉谷線（杉谷川第一橋）（橋梁） L=4.6m W=3.6m	大町町	
		町道不動寺線（砥石川橋）（橋梁） L=2.7m W=6.3m	〃	
		町道不動寺線（免若谷橋）（橋梁） L=5.1m W=5.7m	〃	
		町道中央線（高良橋）（橋梁） L=6.1m W=6.2m	〃	
		町道中央線（杉谷川第三橋）（橋梁） L=3.5m W=4.7m	〃	
		町道中央線（元倉第二橋）（橋梁） L=4.5m W=4.7m	〃	
		町道土場線（土場第一橋）（橋梁） L=3.0m W=7.8m	〃	
		町道寺口線（杉谷川第二橋）（橋梁） L=2.9m W=5.6m	〃	
		町道城山線（沖の神川橋）（橋梁） L=4.4m W=8.7m	〃	
		町道小通線（小通第一橋）（橋梁） L=2.7m W=6.8m	〃	
		町道小通線（小通第二橋）（橋梁） L=2.4m W=6.8m	〃	
		町道小通線（小通第三橋）（橋梁） L=3.0m W=7.3m	〃	
		町道小通線（小通第四橋）（橋梁） L=2.1m W=6.7m	〃	
		町道小通線（小通第五橋）（橋梁） L=4.5m W=6.5m	〃	
		町道新村線（下大町第一橋）（橋梁） L=3.0m W=6.6m	〃	
		町道新村線（下大町第二橋）（橋梁） L=4.2m W=5.8m	〃	
		町道大渡線（大渡第一橋）（橋梁） L=2.5m W=5.4m	〃	
		町道城山・浦田線（大山橋）（橋梁） L=2.9m W=5.6m	〃	
		町道城山・浦田線（浦田二段橋）（橋梁） L=7.0m W=7.5m	〃	
		町道寿・杉谷線（みたに橋）（橋梁） L=10.1m W=5.5m	〃	
		町道寿・杉谷線（杉谷橋）（橋梁） L=9.5m W=7.2m	〃	
		町道下潟線（下潟橋）（橋梁） L=3.7m W=8.3m	〃	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		町道駅南線（沖の神川第四橋）（橋梁） L=5.1m W=5.6m	大町町	
		町道駅南線（駅南橋）（橋梁） L=2.3m W=4.2m	〃	
		町道中島・下潟線（元倉第三橋）（橋梁） L=3.6m W=6.9m	〃	
		町道中島・下潟線（馬川橋）（橋梁） L=2.5m W=4.5m	〃	
		町道中島・下潟線（三本杉橋）（橋梁） L=5.0m W=4.2m	〃	
		町道浦川内線（浦川内橋）（橋梁） L=2.2m W=13.5m	〃	
		町道千場団地内線（千場第一橋）（橋梁） L=4.5m W=6.0m	〃	
		町道千場団地内線（千場第二橋）（橋梁） L=2.4m W=6.0m	〃	
		町道大黒・本通線（宮浦橋）（橋梁） L=5.8m W=4.0m	〃	
		町道中島・高砂線（元倉第一橋）（橋梁） L=4.3m W=6.5m	〃	
		町道本通・高砂線（浦田三段橋）（橋梁） L=8.5m W=4.0m	〃	
		町道鳩の巣線（鳩ノ巣第一橋）（橋梁） L=2.4m W=2.5m	〃	
		町道鳩の巣線（鳩ノ巣第二橋）（橋梁） L=4.4m W=3.3m	〃	
		町道泉団地内線（沖の神川第一橋）（橋梁） L=3.5m W=6.0m	〃	
		町道寿団地内線（沖の神川第二橋）（橋梁） L=4.4m W=4.1m	〃	
		町道中島・赤坂線（六田橋）（橋梁） L=3.7m W=5.5m	〃	
		町道一本黒木・一本松線（八ツ江橋）（橋梁） L=11.4m W=4.0m	〃	
		町道一本黒木・一本松線（一本松橋）（橋梁） L=2.7m W=6.0m	〃	
		町道二本黒木・小通線（小通第六橋）（橋梁） L=3.9m W=3.9m	〃	
		町道花浦線（金龍橋）（橋梁） L=4.6m W=11.5m	〃	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		町道今山線（今山第一橋）（橋梁） L=2.8m W=5.4m	大町町	
		町道今山線（今山第二橋）（橋梁） L=6.0m W=5.8m	〃	
		町道港町・馬田線（さかい橋）（橋梁） L=7.1m W=12.3m	〃	
		町道港町・寺口線（みなと橋）（橋梁） L=5.1m W=7.5m	〃	
		町道三本黒木 2 号線（三本黒木 2 号橋）（橋梁） L=4.0m W=6.8m	〃	
		町道新村線（下大町第三橋）（橋梁） L=2.1m W=10.2m	〃	
		町道港町・馬田線（港町馬田第一橋）（橋梁） L=4.5m W=15.1m	〃	
		町道二本黒木・小通線（二本黒木小通第一橋）（橋梁） L=2.1m W=15.0m	〃	
		町道港町・寺口線（港町寺口第一橋）（橋梁） L=2.6m W=7.2m	〃	
		町道三本黒木 1 号線（三本黒木 1 号橋）（橋梁） L=4.3m W=6.3m	〃	
		町道寺口・旭町線（杉谷川第四橋）（橋梁） L=2.5m W=1.6m	〃	
		町道本町・馬田橋線（馬田橋）（橋梁） L=270.0m W=7.5m	〃	
		農道 6 号線（改良） L=400m W=14.0m	〃	
		農道 7 号線（改良） L=1,100m W=14.0m	〃	
	(2) 農道	農道 39 号線（改良・舗装） L=1,000m W=14.0m	〃	
	(5) 電気通信施設等情報化のための施設	防災行政無線通信施設（移動系）デジタル化更新事業	〃	
		防災行政無線施設屋内受信機（防災ラジオ）整備事業	〃	
		公衆無線 LAN 等整備事業	〃	
	(11) 過疎地域自立促進特別事業	コミュニティバス等の身近な移動手段の確保対策事業	〃	
		民間バス路線確保対策事業	〃	

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア. 上水道

本町の水道事業は、佐賀西部広域水道企業団からの受水施設と緩速ろ過方式施設の2か所で構成されており、1日最大5,638 m³の供給能力を有している。普及率においては、創設以来、計画的な事業拡張により給水区域や施設規模の整備が進み、平成25年度末で99.9%とほぼ全域に普及している。

しかしながら、水道事業を取り巻く現状は、少子化による人口の減少や依然として続く厳しい経済情勢等の影響により、将来の水需要は確実に減少することから、「拡張」の時代から「維持管理主体」の時代へと大きな転換期を迎えている。

そうした中、有収率向上対策は急務であり、老朽化する施設の計画的な更新事業及び修繕等に要する財源確保が急がれ、事業運営は、ますます厳しさを増してくると思われる。

イ. 污水处理

近年における生活様式の変化に伴い、日常生活で排出される生活雑排水が増加している。その一部が未処理のまま河川に流入することで公共水域の水質汚濁の原因となっていることから、水環境の保全対策の必要性和緊急性については、全町挙げて深く認識されなければならない。

本町の浄化槽設置状況は、平成26年度末で単独処理浄化槽138基、合併処理浄化槽370基となっている。

本町の下水道整備については、基本構想を変更したことにより、合併処理浄化槽設置を推し進め、水環境の保全対策に全力を挙げる必要がある。

ウ. 廃棄物処理施設

住民の生活環境を清潔に保つためにごみを衛生的に処理することは、公共上の原則的な事項とされてきた。しかし、近年急速にごみ処理については減量化、資源化、リサイクルの観点や分別収集など住民の協力、参加体制づくりの必要性が強調され、認識が広がってきている。

本町においても、こうした方向は、ごみ処理問題にとどまらず住民の地域づくりへの積極的な参加という点を認識し、その取り組みを強化してきた。

ごみ処理は、平成 28 年 1 月より 4 市 5 町での佐賀県西部広域環境組合による「さが西部クリーンセンター」で焼却処理を行っている。また、平成 12 年度から本格施行となった容器包装リサイクル法に基づき分別及び再資源化が義務付けられるなど、ごみに対する認識が、これまでの焼却からリサイクルへ転換している。その一方で、定められた場所以外の山林や河川敷への不法投棄があり、環境汚染を引き起す要因となり対応の強化が必要である。

浄化槽の汚泥や未設置家庭のし尿処理については、大町町、武雄市、江北町及び白石町の 1 市 3 町で組織する一部事務組合杵東地区衛生処理場組合において共同処理を行っている。しかしながら稼働から 30 年を経過し老朽化が顕著となっていることから、現地におけるし尿処理施設の建替えを計画している。

エ. 消防施設

本町の非常備消防団の勢力としては、団員の条例定数 230 名に対し実人員 209 名（平成 28 年 1 月 1 日現在）、消防ポンプ自動車 3 台、小型動力ポンプ 5 台、救助資機材搭載型消防車 1 台となっている。

団員数と年齢構成は、年々減少傾向と高齢化が進んでおり、その要因として、団員の就業構造が大きく変わり約 8 割がサラリーマンとなったことで消防団員との両立が難しくなっていることに加え、地域コミュニティの希薄化で新入団員の確保が困難になっていることが考えられる。

このことから、本町においては町中央部に住宅が密集していること、旧炭鉱住宅街が現在も多く残り、管理不全の空き家等が増えていることによる日中昼間の火災に対応する団員の確保が課題となっている。

今後は、地域の安全安心の要である消防団に対して入団しやすい環境づくりとイメージアップ、現職団員の負担軽減、部の統廃合を進め機動力のある消防団を目指していく必要がある。

また、町指定避難所と町指定緊急避難場所の周知を図り、施設の機能向上のため資機材の整備に努めるとともに、地域住民同士が助け合う自主防災組織の結成促進と機材の配備を段階的に実施していく必要がある。

なお、令和元年佐賀豪雨での消防団の懸命な水害対応は、町の応急・復旧作業の重要な役割を果たしたが、今後、より迅速かつ的確な活動を行うためには、消防団への救命ボートの配備が急務である。

オ. 住宅

本町には、炭鉱閉山後、個人に払い下げられた旧炭鉱住宅街が存在し、そのほとんどが密集家屋である。これらの家屋は個人による改築、改装が進んでいるものの、隣家との間隔や通路も狭いため居住環境が悪く火災等の緊急時には危険性が問題となっており、町の住宅対策の大きな課題となっている。

公営住宅については、399 戸あり、その内町営住宅が 261 戸を占め、特に、簡易平屋の 159 戸については、老朽化が著しく、退去による空き家は、政策空き家として管理し、火災や災害等の被災者の仮住まいとして利用している。

人口減少と高齢化が急速に進行する中、定住促進のための若い世代や高齢者等が安心して暮らせる公営住宅の確保等が求められている。

(2) その対策

ア. 上水道

豊かさを実感できるまちづくりが求められている中、水道事業においては、安全で安心して飲めるおいしい水の供給は使命である。

今後においても佐賀西部広域水道事業団からの安定した水量を確保しながら、健全な事業運営の実現に努める。

- ①高品質で安定した飲料水の供給
- ②管網図の整備と計画的な老朽管の敷設替え
- ③有収率向上と給水収益増のための研究
- ④地震等の災害に備えたライフライン機能強化の対策

イ. 汚水処理

水環境の保全については、継続的な啓発を行うとともに、本町の実情にあった汚水処理方法として合併処理浄化槽設置を推進し、補助内容についても充実を図っていく必要がある。

- ①合併処理浄化槽設置補助制度の周知と補助内容の充実
- ②団体毎及び学校教育において学習会の開催

ウ. 廃棄物処理施設

豊かな自然環境と居住環境を形成していくため「ごみ処理問題」を最重要課題とし、住民と行政との協働による環境保全と省エネに向けての分別収集による資源化、リサイクル化を図るために、ごみの分別収集に伴う常設資源物ステーションを建設した。今後は、粗大ごみの一時保管場所の整備、地区内の集積ボックスの設置を図る。

また、町民主体のごみ対策を考えていくために、婦人会、各種ボランティア、小・中学校などの継続的なごみ問題への取り組みを支援し、ごみの再利用（堆肥化）、自家処理（ごみ処理機）などを啓発しながら、ごみ減量化についての住民意識の高揚を図っていく。

さらに、不法投棄を防止するためにパトロールの強化、監視員制度の充実、協力体制の構築が必要である。

- ①資源ごみ回収補助制度の啓発
- ②生ごみ処理機購入補助制度の啓発
- ③不法投棄の防止を図る
- ④一般廃棄物ストックヤードの設置
- ⑤ごみ集積所ボックスの設置

杵東地区衛生処理場組合施設建替に伴う新施設は、大町町、江北町及び白石町の3町での共同処理となり、旧施設の解体費用及び新施設の建設費用は各市町からの負担金方式とし、関係市町と連帯し計画的に進める。

エ. 消防施設

現在、年次計画で設備の整備を進めているが、今後も住宅密集地や水利の不十分な地域の火災に備えて、防火水槽、消火栓等の水利の整備・充実を図っていく。

また、老朽化した機械器具を更新しながら、消防団の機動力の充実を図るとともに、新入団員の確保を図りながら、団員の資質の向上のための訓練を実施し、常備消防との連携が効率的に機能するよう努めていく。

また、自主防災組織の育成を図ることや町指定避難所及び指定緊急避難場所の機能が最大限に発揮できるよう人材の育成と設備整備を進めていく。

なお、令和元年佐賀豪雨での消防団の災害対応を踏まえ、消防団への救命ボートの配備を進めていく。

- ①消防体制の強化
- ②消防施設・水利の充実
- ③地域防災計画の策定
- ④自主防災組織の育成
- ⑤指定避難所、指定緊急避難場所の周知と設備整備
- ⑥救命ボート配備事業

オ. 住宅

公営住宅の今後は、長寿命化計画に基づいた改善事業を行い、老朽化の激しい簡易平屋団地については、子育て世帯、若年者及び高齢者に配慮した公営住宅等の建替え及び定住促進を踏まえた住宅用地として検討する。

また、旧炭鉱住宅地区の居住環境対策については、それら家屋が個人の持ち家であるため、総合的な改良住宅化を進めるには極めて困難な状況と考えられるが、災害時の危険性を啓発し、地区住民の自主性と意向調査を踏まえた上で、十分な生活道路を備えた快適環境モデル地区としての選定を行い、空き家、空き地の買い取り制度の導入を検討しながら、整備を進めていく必要がある。

さらに、無秩序な開発を抑制するため、民間による住宅団地開発については、土地利用の調整を図りながら適切な指導に努め、官民一体となった開発概念の確立に努める。

- ①公営住宅の住環境整備
- ②老朽公営住宅の建替え
- ③旧炭住地区の整備
- ④住宅開発業者への適切な指導

(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 生活環境の整備	(1) 水道施設 〔上水道〕	諸施設改善整備事業	大町町	
		水道管網整備事業	〃	
	(2) 下水処理施設	合併処理浄化槽設置補助金 (160 基)	〃	
	(3) 廃棄物処理施設	一般廃棄物ストックヤード設置事業	〃	
		ごみ集積所ボックス設置事業	大町町	
		不法投棄防護柵設置事業	〃	
	(4) 消防施設	杵東地区衛生処理場組合施設建替工事	一部事務 組合	負担金
		消防ポンプ自動車 (CD-1) (1 台)	大町町	
		防火水槽 (5 基)	〃	
		消防団格納庫改修事業 (3 棟)	〃	
		指定避難所・指定緊急避難場所整備事業	〃	
		消防団安全確保装備整備事業	〃	
		自主防災組織育成事業 (18 地区)	〃	
		防災用備蓄倉庫・水防倉庫 (2 ヶ所)	〃	
		救命ボート配備事業	〃	
	(5) 住宅	浦川内団地改善事業 (3 点給湯・バリア フリー) 全棟 48 戸	大町町	
		不良住宅除却事業 25 戸	大町町	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア. 高齢者の保健、福祉の向上及び増進

本町における高齢化率は34.3%（平成26年度末）と、平成26年度全国平均の26.0%を大きく上回る。こうした高齢化の進行に伴い、要支援・要介護高齢者が急速に増加するとともに、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の増加も進んでいる。

このような中、平成29年度より要支援者の訪問介護・通所介護サービスが地域支援事業に移行することから広域的な連携のもと、円滑な移行が求められるが、寝たきりや認知症などによる介護支援を必要とする高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者の増加が進むとともに、家族介護力の低下などにより一層の孤立する家族等の保健・医療・福祉サービスの支援体制の充実が大きな課題になっている。

また、老朽化した老人福祉保健センター「ひじり」については、立地場所の適正化等を含めて、今後の在り方を総合的に検討していく必要がある。

イ. 児童の福祉

本町の子ども数は、年々減少の傾向にある。これは、将来地域社会を支える人口の減少を意味し、社会・経済的活力の停滞を招くと懸念されている。

核家族化、就労形態の多様化、女性の社会進出拡大による就労増など、子どもと家庭をとりまく状況は大きく変化しており、未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つことのできる環境を整えることが喫緊の課題であり、様々な保育需要に対応した環境整備が課題である。

また、身近な相談場所として保健センターを提供しているが、今後は、乳幼児親子が気軽に交流でき、集える場にすることも課題である。

また、近年増加している児童虐待については、要保護児童対策の強化とその未然防止に努めるとともに、養育力不足の家庭に対する支援を充実することが課題である。

ウ. 障害者の福祉

本町では、平成 26 年度に制定した障害者福祉計画に基づき、関係機関と連携しながら、障害者手帳の交付の申請受付や各種の相談業務をはじめ、障害者総合支援法等による福祉サービス、障害の予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障害者の社会参加や就労の促進に向けた施策など多様な施策を推進してきた。

しかし、障害者の高齢化、障害の重度化、重複化や介護者の高齢化も進んでおり、「親亡き後」を見据えた長期的な障害者支援の一層の充実が求められている。

(2) その対策

ア. 高齢者の保健、福祉の向上及び増進

平成 27 年度に策定した高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、平成 29 年度からの介護予防・日常生活支援総合事業を見据えながら、高齢者が可能な限り住みなれた家庭や地域の中で、安心して暮らせるよう、介護サービスの円滑な利用の促進、各種保健福祉サービスの充実と広域的な連携を図るとともに、積極的に社会参加できるよう支援の強化と体制の充実を推進する。

- ①高齢者支援推進体制の充実
- ②介護予防の推進
- ③認知症対策等の推進
- ④在宅生活の支援
- ⑤いきがいくつくりと社会参加の促進
- ⑥高齢者福祉施設の解体・更新

イ. 児童の福祉

本町は、平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度に対応した大町町子ども・子育て支援事業計画を平成 26 年度に策定し、すべての子育て家庭を町全体で支援していくことを基本としながら、質の高い幼児期の教育、保育の量の拡大確保、教育・保育の質的改善など関連部門、関係機関、団体が一体となって、多面的な子育て支援施策を推進する。

また、少子化対策の一環として、不妊治療費助成、出生祝金の助成、放課後児童クラブの運営を継続して行い、あわせて、多子世帯、ひとり親世帯の

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

保育料等を軽減するなど子育て支援の充実を推進する。

- ①子育て支援の充実
- ②保育サービスの充実
- ③子育て家庭への経済的支援
- ④子どもと親の健康の増進
- ⑤要保護児童等への対応
- ⑥ひとり親家庭等医療費の助成

ウ. 障害者の福祉

平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行され、それに伴う各種制度の改正を踏まえ、新たな障害者計画の策定に基づき、ユニバーサルデザインの考え方の一層の浸透をはじめ、各種サービスの充実、福祉施設等からの地域生活への移行、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリーのまちづくりなど障害者支援の総合的推進に努める。

また、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法等が施行され、障害を理由とするあらゆる差別の解消が求められる。

このため、相互理解の促進に向けた啓発活動とともに障害者への相談・情報提供体制の充実を図る。

- ①障害福祉サービスの充実
- ②療育支援体制の充実
- ③障害者の社会参加の促進
- ④相互理解の促進
- ⑤重度心身障害者医療費の助成

(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 高齢者等の保健及び福祉の 向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設	老人福祉センター解体・更新工事	大町町	
	(3) 児童福祉施設	町立保育園園舎改修工事	大町町	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(8) 過疎地域自立 促進特別事業	食の自立支援事業	〃	
		高齢者敬老祝金支給事業	〃	
		緊急通報システム支援事業	〃	
		重度障害者等福祉タクシー券助成事業	〃	
		針・灸等施術費助成事業	〃	
		重度心身障害者医療費助成事業	〃	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	〃	
		生きがい活動支援通所事業	〃	
		不妊治療費助成事業	〃	
		子どもインフルエンザワクチン接種 費助成事業	〃	
		ピロリ菌検査助成事業	〃	
		ファミリーサポートセンター事業	〃	
		子育て支援ソフト事業(保育料等軽減)	〃	
		子育て親子交流事業(育児学級)	〃	
		病児・病後児保育事業	〃	
		放課後児童健全育成事業	〃	
		出生祝金支給事業	〃	
		子どもの医療費助成事業	〃	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

町民が健康で豊かな生活を営む上で、地域福祉のサービス、医療供給体制の整備は極めて重要であり、高齢化の進行により、医療に対するニーズは増大するとともに、多様化している。

町内には、平成 29 年 11 月末現在、病院 1、診療所 4、歯科診療所 4 の医療機関があるが、より専門的かつ高度の医療機能や診療科目等については充分と言えない。救急医療体制については、救急医療情報システムの利用、在宅当番医制により、休日・夜間などの診療を行っている。

町民が生涯を通じて健やかに生活できるよう各種検診の更なる充実や健康管理システムを有効活用し、乳児期から成人に至るまでの健康づくり体制の確立と健康寿命の延伸に努めていく必要がある。

(2) その対策

医師会や周辺自治体との連携及び医療体制の充実に努める。

- ① 武雄杵島地区医師会と連携して、医療需要に対応した医療体制の充実
- ② 武雄杵島地区医師会及び関係機関と連携して、休日・夜間等の救急医療体制の確保
- ③ 近隣自治体と連携して、小児救急医療の確保や広域的ネットワークなど医療体制の充実
- ④ 各種健診・がん検診等の充実及び受診率の向上

(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 医療の確保	(3) 過疎地域自立 促進特別事業	地域医療体制事業	大町町	
		各種検診事業	〃	

7 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア. 学校教育

本町では、「大町町教育大綱」「大町町教育基本方針」に基づき、家庭・地域と連携を取りながら、就学前教育・学校教育の推進を図ってきた。

就学前教育では、豊かな心を持った健全な人づくりのため、社会生活における望ましい習慣や態度を身に付けられるよう、保育園を拠点として、幼児の育成に取り組んできた。

学校教育においては、九州初の義務教育学校の開校、小中一貫校舎施設の学習環境整備、I C T環境の整備など小中一貫教育の推進に努めてきた。

特に、小中一貫教育の推進、コミュニティ・スクールの充実を核として、知・徳・体を大きく磨き、人格の完成を目指す教育を実施してきた。

課題としては、学力や体力、学習意欲、家庭学習時間、コミュニケーション能力、規範意識、不登校、教職員の働き方改革等が挙げられる。

イ. 社会教育

本町の生涯学習活動の取り組みは、公民館を中心に住民の学習意欲と学習需要に対応できる情報の提供や各種講座、教室の開催を積極的に推進し住みよいまちづくりに努めてきた。

今後、少子、高齢化現象が一段と進む中、生涯学習活動を推進していく上で、町民が自発的に、人生のあらゆる時期に、必要に応じ自己に適した手段及び方法を自ら選び活動できるよう多様な機会を提供していくことが強く求められている。

また、生涯学習社会の形成に向けて地域全体の教育、文化、スポーツ活動等の振興を図り、地域住民の多様な学習ニーズや地域の学習課題を的確に把握し、これらに積極的に応えることが必要である。

また生涯スポーツでは、町民一人ひとりが生涯にわたり、そのライフステージや適性に応じて、楽しみながら健康や体力の保持増進に資することができるように各種主催大会を開催し、各種スポーツの普及を図るとともに、健康づくりの推進にも努めてきた。

また、体育協会による競技力向上や、総合型地域スポーツクラブによる地

域の特性を反映した活動が展開されている。

しかしながら、少子高齢化に伴いスポーツ人口の拡大には至らず、また、専門的能力を持つ指導者の確保に苦慮しており、指導者の高齢化が進んでいる状況である。

(2) その対策

ア. 学校教育

大町町教育大綱、大町町教育基本方針を踏まえ、生きる力を育む学校教育を推進し、知・徳・体の調和ある人づくりを基本理念として、人間性豊かで、自ら考え正しく判断して、行動できる創造性豊かな児童・生徒の育成を目指す。

子どもたちを取り巻く環境は、変化が激しく、今日的課題が多岐に渡っている。

そこで、大町町の実態、児童・生徒の心身の発達段階や特性等を十分考慮しながら、「大磨 智誠」を小中一貫校の教育目標として、未来を担う人材の育成を目指す。また、充実した環境の中で、小中一貫教育、コミュニティ・スクールの充実を進め、より一層地域に信頼される魅力ある学校づくりを行う。

- ① 新しい時代に必要となる資質・能力の向上
- ② 個別に対応が必要な児童生徒・家庭への支援の充実
- ③ 義務教育学校文化の創造
- ④ 地域と学校の連携・協働の推進
- ⑤ 学習指導要領の改訂に伴うカリキュラム・マネジメントの実現
- ⑥ 情操教育の充実
- ⑦ 環境教育の推進
- ⑧ 教職員の働き方改革

イ. 社会教育

今後も、公民館を中心に地区公民分館と連携して、町民の学習意欲と学習需要に対応できる情報の提供など、各種講座、教室を開催し、生涯学習の充実に努める。

また、拠点施設の一部老朽化が進んでいるほか、町民の生涯学習に対するニーズの多様化、学校・地域との連携・融合といった高度な課題が発生し、

ハード・ソフト両面からの取り組みを進める。

また生涯スポーツでは、それぞれの年齢層の垣根を払拭し、学校、家庭、地域が連携し合い、町民が一体となったスポーツの推進と子どもから高齢者まで幅広く楽しめるニュースポーツの普及に努め、スポーツを通じて地域活動に積極的に参画することを目指すとともに、質の高い指導者の育成を図らなければならない。

また、社会体育施設の老朽化への対応など施設の適切な維持管理を図り、スポーツ水準の向上とスポーツクラブの育成に努める。

- ①町内社会教育関係団体との連携
- ②社会教育関係団体指導者等の後継者発掘・育成
- ③読書活動の推進（子育て世代、乳幼児へのアプローチ）
- ④生涯スポーツの振興
- ⑤郷土を愛し誇りに思う人材の育成

(3) 事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設〔校舎〕	ひじり学園エアコン整備事業	大町町	
		ひじり学園南運動場護岸改修事業	大町町	
	(3) 集会施設、体 育施設等	町民グラウンド照明灯改修事業	〃	
	(4) 過疎地域自立 促進特別事業	子育て支援ソフト事業(給食費助成)	〃	

8 地域文化の振興

(1) 現状と問題点

社会の急速な高度情報化は、様々な利益をもたらす一方で、ひずみを生むようになった。その中で、人々の関心はこれまで以上に「心の豊かさ」に向けられている。

住民が生活の中でうるおいを感じ郷土に愛着と誇りを持ち、「心の豊かさ」を実感できる施策が求められており、様々な要素があるが、まず本町には先人たちから受け継ぎ、次代へ継承すべき文化遺産が多く残り、保護されている。

しかし、その一方で郷土の景観などの身近な文化遺産は生活様式の変化によって急速に姿を消しつつあり、保存・伝承などの対策が必要と思われる。

特に、少子・高齢化、生活様式の変化、地域連帯感の希薄化など様々な要因が絡み合い、郷土芸能等の後継者不足は深刻となっており、早急な対策が望まれる。

また、文化連盟を中心とした住民主体の文化芸術活動も行われているが、加入団体の中には構成員の固定化や意識の変化により活動の停滞がみられる団体もあり、活動の活性化を促すとともに、新たな活動の担い手の掘り起こしなど、地域文化の創造に積極的に取り組む必要がある。

(2) その対策

地域の文化は行政主導で作られるものではなく、住民が自らの郷土に誇りと愛着をもって作り上げ、保護・継承していくものであり、そのための地域住民への啓発を図りながら文化財の保護をはじめ、住民活動の中核となる指導者の育成、子どもたちへの動機づけなどの対策を進める。

- ①文化財保護活用体制の強化：教育普及活動の推進と展示施設の充実
- ②子どもたちへの啓発：地域や学校と連携した体験学習への取り組み
- ③後継者の育成：活動援助や研修機会の提供、発表の機会の拡大
- ④指導者の育成：啓発活動や研修機会の提供とその組織作り
- ⑤新しい文化の創造：既存の枠を離れた、自由な文化活動の援助

(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	大町町伝統文化及び文化連盟育成	大町町	

9 集落の整備

(1) 現状と問題点

本町の集落（行政区）は大小あわせて 31 集落からなり、これらの集落の形態を大別すると、北部山間の農村 2 集落を除き、町道中央線（旧長崎街道）をほぼ境にして、以北のゆるやかな丘陵地は一般居住地の 18 集落と商業地域 4 集落がある。以南の平坦部は白石平野の一端に位置し、7 集落の農村地域となっている。

以北の丘陵地に位置する一般居住地及び商業地域は町の東西 3 km にわたって広がり、そのほとんどが人口集中地区で密集し、集落間も接近している。

以南の平坦部の農村地域の集落については、1 集落単位はほぼ集団化している。

こうした集落形態の状況から、町民生活の利便性や住みよいまちづくりのため、道路をはじめ生活環境の整備、文化・レクリエーション施設の整備など町民生活の向上を図ってきたところである。

今後の課題としては、集落の過密化と住宅老朽化に伴う居住環境の整備、複雑な集落間境界・区画の解消などがある。

また、本町の集落を形成する戸数は、1 集落あたり 30 戸～280 戸と極端な較差があることから、適正規模の行政区の再編を図る必要がある。

(2) その対策

集落の過密化と規模の格差、老朽化に伴う居住環境の整備及び公営住宅団地の整備と複雑な集落間境界・区画の解消を図るため、集落再編の整備事業に取り組み、適正規模の行政区の再編を図っていく。

また、今後さらに複雑多様化する行政需要と均衡の取れた行政区の再編のため、区長会や住民の意向を尊重しながら現集落の再編計画を推進する。

①適正規模の集落再編

②コミュニティ意識の醸成

(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 集落の整備	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	自治会組織再編研究費	大町町	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

人口の減少が依然として続く中、全国的ペースをはるかに上回る少子・高齢化の進展により、本町の人口構造が高齢化し、生産年齢率の低下に伴う労働人口の減少は、社会構造基盤の低調を招いているといえる。

これに伴い、地域の担い手不足やまちづくりの意識の低下が深刻化しており、若者を中心に定住促進による人材流出の抑止、都市等地域との交流促進によるU J I ターン者の受入れ等の施策を講じながら、「担い手の育成」や「参加意識の醸成」に努めていく必要がある。

また、近年全国的にも注目される新エネルギーに関する事業については、本町においても太陽光などの再生可能エネルギーの積極的な利用を推進する等、時代に即した取り組みを検討していく必要がある。

(2) その対策

農業、商業をはじめ、教育、地域文化において、後継者あるいは担い手の不足は、社会構造基盤の低下を助長し、その人材の確保は極めて困難な状況にある。

定住人口の増加や地域担い手の確保を図るには、若者をはじめとするU J I ターン者の積極的な受入れ対策と定住促進が極めて重要になる。

そのためには、自然資源や立地条件、すなわち“美しく豊かな自然環境とゆとりある広大な田園風景”などの情報提供や住民参加型のイベントなどをインターネット、ホームページを活用し、都市住民や地域との交流を通して全国的にPRしていく。

また、全国の優良事例に基づく、受入れ促進対策として、U J I ターンや移住相談窓口の設置、就農希望者に対する技術指導、農地のリース・あっせん・提供、空き家・空き店舗等を活用した取り組みの実施を積極的に検討していく。

新エネルギーの利用に関する事業については、教育の場における環境教育の推進、新エネルギーや地球温暖化対策に関する住民意識の向上、さらには災害時におけるエネルギー確保を図るため、公共施設等に太陽光パネルを設置するなど、時代に即した取り組みを推進していく。

近年、行政指導型から住民協働型の行政施策が積極的に推進されている。

住民協働の志向は、地域づくりやイベントのみならず行政施策にまで及び、協働意識の醸成はますます重要になっている。住民自らの意志によるごみの分別の徹底や相互扶助に基づく高齢者福祉の推進、あるいは情熱的な若者たちによるまちづくり等、今後これら住民協働型の施策を積極的に支援していくことにより、協働意識の高揚を図りながら“郷土に誇りと愛着をもち、町民同士がいたわり合うまちづくり”を推進していく。

(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. その他地域の 自立促進に関 し必要な事項	(1) 自然エネルギー を利用する ための施設	ひじり学園太陽光パネル設置事業	大町町	
	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	定住促進奨励金	〃	
		空き家・空き店舗等対策事業	〃	

添付資料

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度） 過疎地域自立促進特別事業 分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 産業の振興	(9) 過疎地域自立 促進特別事業	さかの園芸農業者育成対策事業	大町町	
		さかの米麦大豆強化対策支援事業	〃	
		多面的機能支払補助金事業	〃	
		中山間地域等直接支払交付金事業	〃	
		農業次世代人材投資事業	〃	
		畜産農業者支援及び防疫対策事業	〃	
		商工会育成事業	〃	
		中小企業資金貸付事業	〃	
		経営設備資金（利子補給・保証料）	〃	
		商業施設等整備促進助成事業	〃	
		聖岳保全管理事業	〃	
2. 交通通信体系 の整備、情報 化及び地域間 交流の促進	(11) 過疎地域自立 促進特別事業	コミュニティバス等の身近な 移動手段の確保対策事業	〃	
		民間バス路線確保対策事業	〃	
4. 高齢者等の保 健及び福祉の 向上及び増進	(8) 過疎地域自立 促進特別事業	食の自立支援事業	〃	
		高齢者敬老祝金支給事業	〃	
		緊急通報システム支援事業	〃	
		重度障害者等福祉タクシー券助成事 業	〃	
		針・灸等施術費助成事業	〃	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 医療の確保	(3) 過疎地域自立 促進特別事業	重度心身障害者医療費助成事業	大町町	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	〃	
		生きがい活動支援通所事業	〃	
		不妊治療費助成事業	〃	
		子どもインフルエンザワクチン接種 費助成事業	〃	
		ピロリ菌検査助成事業	〃	
		ファミリーサポートセンター事業	〃	
		子育て支援ソフト事業(保育料等軽減)		
		子育て親子交流事業(育児学級)	〃	
		病児・病後児保育事業	〃	
		放課後児童健全育成事業	〃	
		出生祝金支給事業	〃	
		<u>子どもの医療費助成事業</u>	〃	
		地域医療体制事業	〃	
		各種検診事業	〃	
6. 教育の振興	(4) 過疎地域自立 促進特別事業	子育て支援ソフト事業(給食費助成)	〃	
7. 地域文化の振 興等	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	大町町伝統文化及び文化連盟育成	〃	
8. 集落の整備	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	自治会組織再編研究費	〃	
9. その他地域の 自立促進に関	過疎地域自立 促進特別事業	定住促進奨励金	〃	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
し必要な事項		空き家・空き店舗等対策事業	大町町	